

令和6年度島根県高等学校等奨学のための給付金前倒し給付 給付額確認表

※全て令和6年4月1日現在の状況でご確認ください。

Q1 生活保護（生業扶助）の受給世帯ですか？

はい → 前倒し給付額は **8,075** 円です。

いいえ → Q2へ

Q2 生徒の保護者等全員の令和5年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円ですか？

はい → Q3へ

いいえ → 前倒し給付額は **0** 円です。（給付の対象外です）

Q3 生徒の方が入学した高校は通信制高校または高校の専攻科ですか？

はい → 前倒し給付額は **12,625** 円です。

いいえ → Q4へ

Q4 今回入学した生徒の方以外に平成13年4月3日～平成21年4月2日 生まれの兄弟姉妹がいますか？ ※ただし、中学生は含みません。

はい → Q5へ

いいえ → 前倒し給付額は **30,525** 円です。

Q5 令和6年度に高校等学校等（国立・私立の高校を含む）に入学する生徒が複数名いますか？

はい → 申請者の状況により給付額が変動します。

いいえ → Q6へ

Q6 ①今回入学した生徒、②Q4に該当する兄弟姉妹 ①②の両者ともを申請者の方が扶養していますか？ ※「扶養している」状態にあたるかどうかはの申請書にて誓約いただいた扶養の状況により判断します。

例) 生徒は申請者の扶養者、Q4の兄弟姉妹が自立しており扶養外となっている場合は「いいえ」

はい → 前倒し給付額は **35,925** 円です。

いいえ → 前倒し給付額は **30,525** 円です。

ただし、令和6年4月1日現在、以下のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります

- ・保護者が島根県内に住所を有していない
- ・海外在住等の理由により令和5年度の課税状況を確認ができない保護者がいる
- ・高校生等が就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金の受給資格を有していない
- ・高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費または特別育成費）（母子生活支援施設の高校生等を除く）の支弁対象である
- ・高校生等が、既に奨学のための給付金を受給可能回数の上限まで受給している